

平成20年7月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ワ)第143号 立替払金債務等支払拒否抗弁権確認等請求事件

平成19年(ワ)第190号 貸金反訴請求事件

口頭弁論終結日 平成20年6月26日

判 決

[Redacted]

原告 (反訴被告)

[Redacted]

同 訴訟代理人 弁護士

伊 藤 誠 基

同

石 坂 俊 雄

同

村 田 正 人

同

福 井 正 明

同

森 一 恵

東京都 [Redacted]

送達場所 [Redacted]

被告 (反訴原告)

[Redacted] 株式会社

同 代表者 代表取締役

[Redacted]

同 訴訟代理人 支配人

[Redacted]

主 文

- 1 本訴のうち、別紙契約目録記載の貸金の請求を拒絶することのできる地位にあることの確認を求める訴えを却下する。
- 2 原告(反訴被告)のその余の本訴請求及び被告(反訴原告)の反訴請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、これを5分し、その1を原告(反訴被告)の負担とし、その余は被告(反訴原告)の負担とする。

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求

### 1 本訴

(1) 原告（反訴被告）は，被告（反訴原告）から，別紙契約目録記載の貸金の請求を受けたときは，これを拒絶することができる地位にあることを確認する。

(2) 被告（反訴原告）は，原告（反訴被告）に対し，10万円及びこれに対する平成19年9月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 2 反訴

原告（反訴被告）は，被告（反訴原告）に対し，25万8647円及びうち25万4753円に対する平成19年5月29日から支払済みまで年26.28パーセントの割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の要旨

#### (1) 本訴

本件は，株式会社 A（以下「A」という。）から，電話で，名簿に掲載された氏名を抹消することを勧誘され，ノートパソコンを購入するためとして，被告（反訴原告，以下「被告」という。）との間で金銭消費貸借契約を締結した原告（反訴被告，以下「原告」という。）が，Aとの契約を特定商取引法上の無条件解約又は取消しをしたことに基づき，被告から別紙契約目録記載の貸金の請求を受けたときは，これを拒絶することができる地位にあることの確認を求めるとともに，被告がAの詐欺商法に荷担したとして，原告が被告に対し，不法行為に基づき，慰謝料10万円及びこれに対する訴状送達日の翌日（平成19年9月14日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

#### (2) 反訴

本件は、被告が原告に対し、前記消費貸借契約に基づき、残元金25万4753円及び未払利息3894円並びに残元金に対する平成19年5月29日（期限の利益喪失日の翌日）から支払済みまで約定の年26.28パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めたのに対し、原告が、本訴のとおり、抗弁を主張している事案である。

2 争いのない事実等（次の事実は、括弧内にその認定証拠を掲げた事実を除いて、当事者間に争いが無い。）

(1) 原告は、被告との間で、次のとおりの金銭消費貸借契約を締結した。

ア 契約年月日 平成17年11月17日

イ 借入限度額 39万円

ウ 弁済方法及び弁済金額

借入金額10万円以下の場合 3000円

借入金額20万円以下の場合 6000円

借入金額30万円以下の場合 9000円

借入金額40万円以下の場合 1万3000円

借入金額50万円以下の場合 1万6000円

とする元利定額リボルビング方式

追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額

エ 弁済期日 毎月28日限り

オ 利息 年27.2パーセント

カ 遅延損害金 年29.2パーセント

キ 利息・遅延損害金の計算方法

1日当たりの利率は1年を365日として計算し、経過日数によりその額を計算する。

ク 利息の支払期 前記契約弁済金額支払時同時支払

ケ その他の特約 前記ウに基づく支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、直ちに元金残高に利息及び遅延損害金を加算して一時に支払う。

- (2) 被告は、原告に対し、平成17年11月17日、39万円を貸し渡した。
- (3) 原告は、別紙計算書のと通りの支払をしたが、これを利息制限法の利率に引き直して計算すると、別紙計算書のとおりとなる(乙6, 7)。
- (4) 原告は、破産管財人(平成18年12月7日午前11時40分、破産手続開始決定)に対し、平成19年5月7日発信の内容証明郵便で、原告はから資格口座の名簿抹消のためと称して、平成17年11月17日にノートパソコンセットを購入する契約を締結したが、の勧誘文言は不実の告知に該当するとして、特定商取引法24条の2第1項に基づき、契約取消しの意思表示をするとともに、同法上の法定契約書面に不備があるとして、同法24条1項に基づき、契約解除の意思表示をした(甲25, 26の2, 34)。

### 3 争点

- (1) 原告は、に対し、抗弁を主張できるか。

(原告の主張)

ア. 原告は、平成15年7月から、からの電話勧誘で、受講していた資格取得講座のリストに挙がっている名前を抹消するなどとして、との間で、「サクセスフルマネジメント」等を購入する契約を締結してきたが、平成17年11月10日、の従業員 から、「また何か新しいことされていませんか。今後契約の更新、再手続は一切ないので安心して下さい。今回手続をすれば、こちらからの電話もかからないと思います。何かあれば、会社に相談してもらえば新たな対応をします。」などと電話勧誘され、「ノートパソコンセット」を39万円で購入する売買契約を締結した。もちろん、これまでの契約と同様、

商品は送られてきていない。

イ 前記契約は、特定商取引法上の指定商品にかかる電話勧誘販売に該当するが、法定書面の交付すらないから、たとえ契約締結後8日間を経過していたとしても、無条件解約の効力が生じるし、の前記告知は、虚偽であり、原告はそれが真実であると誤信したから、契約取消しの効力も生じている。よって、原告は、に対し、抗弁を主張することができる。

(被告の主張)

否認ないし争う。

(2) 原告は、に対する抗弁を被告に対抗することができるか。

(原告の主張)

本件は、原告がノートパソコンを39万円で購入することにつき、その代金支払のための与信を被告から金銭消費貸借という形式で受けた取引であるということができ、その返済方法も、リボルビング方式とされながら、毎月一定額を返済する方式であるとされ、毎月の返済額によって支払回数及び返済期間が決定され、2か月以上の期間にわたり、3回以上分割して返済するという条件を満たしていることから、個品割賦購入あっせん契約の要件を満たすことになる。よって、原告は、割賦販売法30条の4に基づき、  
に対して有する抗弁を被告に対して主張することができる。

(被告の主張)

被告は、新規顧客紹介業務会社である有限会社から、原告への融資についての顧客紹介を受け、原告の借入意思を確認し、被告での規定審査を行い、融資可能と判断して消費貸借契約を締結したものであり、原告との売買契約に一切関与しておらず、との間に提携規約は存在していないから、本件は、原告と被告の二者間による消費貸借契約であり、割賦販売法の適用を受けるものではない。よって、原

告と A の間にトラブルがあっても、当事者間で解決する問題である。

(3) 原告が被告に対して抗弁権を行使することは信義則に反するか。

(被告の主張)

原告は、本件消費貸借契約以前にも5回、本件と同様な、A の不誠実な対応を経験したというのであるから、不信感を抱くのが当然であるし、商品の受渡しに問題があれば対抗手段を取れたはずであるのに、商品の受渡しよりも先に代金を支払ってしまっている。そして、そのような経緯が事実であれば、原告は、被告にその旨申告すべき義務があるのにこれを怠り、本件のような事態に陥ったのであるから、原告にも過失があり、自らの過失を棚に上げて、抗弁権を行使することは信義則に反する行為である。

また、A の違法行為が原因で原告に損害が発生しているのであれば、直接A に対して民事責任を追及すべきなのに、それが困難な状況と認識した上で、本件債務の支払を拒否するのであれば、それは自らの利益しか省みない信義則に反する不当な請求である。

(原告の主張)

否認ないし争う。

(4) 原告には慰謝料請求権があるか。

(原告の主張)

被告は、割賦販売法上の規制を受ける業者であるところ、販売店の違法行為（詐欺）に荷担し、原告に詐欺被害を生じさせた責任があると共に、名簿抹消商法による精神的苦痛に対しても慰謝すべき責任があるというべきであり、これを金銭で評価すれば10万円を下らない。

(被告の主張)

前記(2) (被告の主張) のとおり、原告と販売店のトラブルは当事者間で解決する問題であって、その責任の所在を被告にまで求める主張は失当である

し、前記(3) (被告の主張) のとおり、本件債務は原告の過失に起因している  
のであるから、慰謝料請求は失当である。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1) (抗弁事由の存否) について

証拠(甲43)によれば、原告は、平成17年11月10日、  
の従業員■竹■から、資格講座のリストから名前を抹消するという電話勧  
誘を受け、「ノートパソコンセット」を39万円で購入する売買契約を締結し  
たことが認められるところ、から特定商取引法による法定の書  
面を交付したと認めるに足りる証拠はないから、原告は、特定商取引法24条  
により、当該契約をいつでも解除することができる。そうすると、前記争いの  
ない事実等のおおり、原告は、平成19年5月7日発信の内容証明郵便で当該  
契約を解除しているから、当該契約は解除によりその効力を失うことになる。

よって、原告は、に対し、当該契約が効力を失ったとの抗弁  
を主張することができる。

#### 2 争点(2) (抗弁の接続) について

(1) 前記争いのない事実等及び証拠(乙2, 4, 7)によれば、本件消費貸借  
契約は、原告が、被告に対し、借入申込書を提出することにより、消費貸借  
契約を締結し、貸金を受領したものであるが、月々1万3000円を51回  
にわたり支払い、最終回の52回目に7340円を支払うというもので、そ  
の都度借入額に対する経過日数分の利息を支払うというものであることが認  
められる。

そして、証拠(甲17, 43, 乙2)によれば、原告は、  
から、「ノートパソコンセット」を購入する契約を締結し、そのために被告  
との間で本件消費貸借契約を締結し、にその代金を支払った  
ことが認められるが、特に代金の支払の点は、今回の手続が済んだ旨の  
からの書面(甲18)によって裏付けられる。

そうすると、本件消費貸借契約は、指定商品の販売を条件として締結されたと認められれば、割賦販売法2条3項2号の割賦購入あっせんのその他の要件を満たすといえるから、被告に対する抗弁の接続が認められるためには、「指定商品の販売を条件として」の要件を満たすかどうかにかかわるが、「ノートパソコンセット」が指定商品であることは明らかであるから、その販売を条件としたか否かという点が問題となる。

- (2) そこで検討するに、前記争いのない事実等及び証拠(乙3)によれば、被告に対する借入申込書には、加盟店とその担当者が記載され、「購入商品ノートパソコンセット」、「商品代39万円」と記載されていること、そして、実際にその商品代金である39万円が貸し付けられていることからすると、特段の事情のない限り、本件消費貸借契約は、商品の販売を条件として貸し付けられたものと推認することができる。

なお、上記加盟店は、株式会社  となっており、  
 ではないが、加盟店がどこかという点は、商品の販売を条件とした契約か否かには関係がないことであるというべきである(ただし、後記(3)のとおり、抗弁主張の問題は残る。)

- (3) 以上によれば、原告は、 に対する抗弁をもって、被告に対抗することができる。

ところで、前記(2)のとおり、本件消費貸借契約での加盟店は株式会社   
 となっており、 に対する抗弁を株式会社   
 に対抗できるか問題となる余地はあるが、証拠(甲17, 18, 44)によれば、株式会社  の担当者も  であり、  
 の担当者も  であることからすると、両社には密接な関係があると推認でき、抗弁対抗上の問題は生じないというべきである。

### 3 争点(3) (信義則違反) について

- (1) 被告は、原告にも過失があり、自らの過失を棚に上げて、抗弁権を行使す

ることは信義則に反すると主張する。

なるほど、証拠（甲43）によれば、原告は、本件消費貸借契約を締結する以前にも、5回にわたり、Aの担当者から、電話勧誘で、資格取得講座のリストに挙がっている名前を抹消するためなどと称して、商品を購入する契約の締結をさせられたことが認められ、原告が注意すれば、本件消費貸借契約の締結は避けられた面は否定できない。しかし、被告も、加盟店に対して不正行為が行われないように監督すべき立場にあるから、Aに対する抗弁を被告に対抗することが信義則に反するとして制限されるのは、単に原告に過失があるというのでは足りず、原告が不正行為に対し積極的に荷担などの背信的事情がある場合に限られるべきであるが、原告にはそのような背信的事情を認めることはできない。よって、原告に過失があるからといって、抗弁権を主張することが信義則に反するとはいえない。

(2) また、被告は、原告はAに民事責任を追及すべきなのに、それが困難な状況と認識した上で本件債務の支払いを拒否するのは、自らの利益しか省みない信義則違反であると主張する。しかし、割賦販売法は、販売店に対する民事責任をまず追及すべきことを求めておらず、それをせずに、信販会社に対して、販売店に対する抗弁権を主張することを認めているから、原告がAに民事責任を追及せずに、被告に抗弁を主張したからといって、法律の規定に則って権利を行使しているに過ぎず、何ら信義則に反するものではない。

#### 4 争点(4) (慰謝料) について

原告は、被告が販売店の違法行為（詐欺）に荷担したと主張して、慰謝料を請求しているが、被告がAによって違法行為が行われていることを知っていたことを認めるに足りる証拠はなく、また、Aの違法行為に荷担していたと評価できるような事情も認めるに足りないから、原告の慰謝料請求は理由がない。

## 5 結論

以上によれば、原告は、被告から、別紙契約目録記載の貸金の請求を受けたときは、これを拒絶することができる地位にあることが認められるが、本件では、反訴において、現実に別紙契約目録記載の貸金の履行請求がなされており、そこで原告の以上の地位が判断されることになるから、改めて原告の以上の地位にあることの確認を求める請求は確認の利益を欠くというべきであり、本訴のうち、その部分の訴えは却下することとし、原告のその余の本訴請求及び被告の反訴請求はいずれも理由がないから棄却し、主文のとおり判決する。

津地方裁判所松阪支部

裁判官 鈴木 幸 男

(別紙)

契 約 目 録

- |   |       |                 |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 契 約 名 | 金銭消費貸借契約        |
| 2 | 当 事 者 | 貸主 被告<br>借主 原告  |
| 3 | 契 約 日 | 平成17年11月17日     |
| 4 | 貸 金 額 | 39万円            |
| 5 | 実質金利  | 年利27.2パーセント     |
|   | 遅延利息  | 年利29.2パーセント     |
| 6 | 返済方法  | 毎月28日1万3000円宛返済 |



これは正本である。

平成20年7月25日

津地方裁判所松阪支部

裁判所書記官 若 林 法



